

考え方を当初予算に盛り込まれたものがあるかどうか。金額的なこととなしに考え方についてお尋ね申し上げます。それから総務管理費のみに関係するわけではございませんけれども、一つの例として次のページの三十八ページに委託料というのが載せてあります。委託料は前年比一七・八%アップという事になっておるわけですが、そういうものも何年間の協定によるものがあるか。これも金額的なこととなしに考え方についてお尋ね申し上げます。

それから三十九ページの負担金補助及び交付金の東京自治会館組合負担金四百四十三万九千円というものが出ておるわけがあります。これは金協におきましても説明があり一応考え方としては聞いておるわけではございますが、これを初年度といたしまして今後どのくらい総額的に負担という形になってくる

ものがあるか。総務管理費については以上三点お尋ね申し上げます。

それから四十ページ総務費のうち戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金の犬養場組合負担金は、四十九年度は四十八年度と比べまして百二十一万九千円が増額であったわけですが、その理由といたしましては用地を千百坪買収のために百二十一万九千円を四十九年度の当初において対前年比増額したものであるという説明が行なわれたわけがあります。

今回さらに四百九十八万三千円の増額になって、五十九年度は対前年度比一七・八%の増の八百五十五万八千円となっておりますが、この理由は四十八年度と比べて四十九年度には特別な事情があったわけですが、今回も何かこういった特別な事情がここに生じておるために一七・八%のアップという形になってきているようにうかがわれるわけですが、この理由について

お尋ね申し上げるわけでございます。

それから衛生費の保健衛生費、七〇ページです。
四十九年度は昆虫駆除用乳油剤として二十六万四千
円、ゴキブリ駆除剤として百二十四万円、合計七百
二十九万四千円が四十九年度当初に計上されたわけ
でございます。これも今回は三百六十九万円というこ
ととちやうど半分にしてしまつた理由は何かというこ
とをお尋ね申し上げるわけでございます。

それから考え方を聞かせていただきたいんですが、
七十四ページの清掃費で、金額的にはございませ
んけれども役務費と委託料とどういうふうに違ふのかと
いうことをお尋ね申し上げるわけでございます。それ
からさらに八十一ページ土木費のうち道路清掃委託
料二百万円はどのようなことをやらせるのか。それ
から先ほどの提案理由の説明で助役さんのほうから述
べられたわけでございますが、四十八年三月二十八

日の昨年度の第一回定例会におきまして佐久間さん
大和さんほか千六十二名の皆さん方の請願が出されま
して、建設委員会の皆さん方のご審議をいただい
て昭和四十八年五月二十四日に採択になっております
踏切警報設置の委託料がいろいろなおむずかしい問題
も多々あつたようでございますが、市長並びに関係
課長等のご努力によつてやつと警報機設置委託料と
して五百五十万円の計上をいただいたことは私どもと
しても感謝申し上げる次第でございますが、具体的な
計画としていつごろできるのかという点をお尋ねいた
したいと思ひます。

八十五ページの……（「このままずっと具体的にやる
んですか。総論と言つたじゃないか」と呼ぶ者あり）
（「議長注意しろ」と呼ぶ者あり）それではいま一
つお尋ねいたします。これは重要なことであろうと
思ひますが、予算資料によりますと児童公園の建



設工事あるいは屋外運動場の建設事業費あるいは仮
称玉川上水公園の建設費等が出てゐるわけです。こ
の中屋外運動場の建設事業費は市長の施政方針の
演説の最後から二ページによりまゐると、あたかも今
年度中にできるように書いてあります。ところが
これには事業費が全然組んでないわけですね。先ほど
の助役さんの説明では何か五千平方メートルのうち
一千百平方メートルを今年度中に買っておくんだと
いうことになる。継続事業のようにかかわれるわ
けです。そうすると施政方針演説と全然食い違つて
いるんですが、この点というふうに考えられるのか
お答えをさせていただきたいと思ひます。

○税務課長（島田 猛君） 議員さんの四点の税務関係
の質問に対してお答えいたします。

まず最初に法人市民税関係の滞納繰越金が多い
ということなんですが、法人市民税は確かに前



年度同期に比べてまして大幅に伸びておりますが滞納
繰越関係におきましては各事業所が、全部ではござ
いませんが延納手続をとるところが例年よりも多く
なつた関係で前年度徴収が不可能であるためにふえた
わけではございます。その一つの原因といたしましては
金繰りが円滑にいかつたのじゃないかというふうに
考えております。

次に後納付金の前年度比減少についてでございます
が、確かに一部に前年度比減になつておりますが、これ
は関東財務局の所管の土地と都府関係の都管住宅、
それから下河原にあります年金分が所管してあります
土地の関係で税法が改正されたことに伴ひまして地方住
宅の適用が五十年間から後納付金適用になりましたの
で、この分の土地関係で若干減額になつたということであ
る。それから米軍人、軍属の軽自動車関係は、基地内
で毎年独自に車

換を実施しておりますが、この車換の一つの要件として軽自動車や自動車の税が完納になっていなければその車は運転できないような基地の内規と申しませうか、取りきめになっておるそうでございます。したがって、いまして一般の市民と五月が納期ですから、五月に入りました通知を発行するんですが、それを待つておりますと基地では車換に間に合いませんので三月ないし四月に発行しなければならぬという関係から、従来から全期調定ではなく随時調定にしております。この方法は福生だけでなく周辺関係市町全部がそのような取り扱いになっております。それから最後の延滞金二百万円の関係でございますが、確かに前年までは百万円、本年は倍額の二百万円計上しておりますが、税金は各市ごとに市民の皆さんが定月納入されれば延滞金は一銭も費やらないわけですが、個々の事情はそれを許しません

の、毎年若干の延滞金を徴収しなければならぬということ、率はご承知のとおり年率一四・六%

でございます。そういたこと、過去の実績を見ますと四十七年度が百六十二万円ばかり、四十八年度が三百五十四万円ばかり、四十九年度は途中でございますが二百七十万円というような延滞金の数字を示しております。あまり喜ばしい数字ではないんですが、二百万円ぐらいにまたなるのじゃないかという予想を立てて計上させていた次第でございます。

○企画財政課長（上野重勝君） 私の担当といたしておりますものについて三回答を申し上げます。

まず第一点の十七ページの地方交付税の関係でございますが、地方交付税は通常当初算定とそれから再算定と二つに分かれております。予算といえは当初予算と補正予算ということになろうかと思っております。四十九年度におきましても当初算定と再算定

と二つの形で構成したわけですが、この五十年度予算につきましては当初算定の数値を用いまして積算をいたしました。基準財政需要額としては十億八千二百五十二万五千円、基準財政収入額としては十一億一千九百七十八万四千円というような数値に基づきまして算定をいたしました。それから毎年若干減額等が出ますのでそれを合計いたしました積算いたしました結果、四億五千二百七十万円という数値を計上した次第でございます。また特別交付税につきましては年々算定の基礎が変わつてまいりまして、その年度年度の地方公共団体や財政事情によりまして算定いたしますのはつきりした基準がありません。人の、前年度の実績に準じてやるということは一応四千万円を計上した次第でございます。

それから繰越金についてでございますが、これもまだ正確に数値をばいいておりませんが、正確な数字は

握っておりませんが、先般全協で申し上げましたとおり、総額では二億円程度の剰余金が出るだろうと想定をいたしております。その中で一億三千五百五十万円は財政調整基金に積立をいたしました。あと三千万円を繰越金として計上してございます。残りの四千万円程度がなお計上できるのではないかと思います。それから八番目の委託料の関係でございますが、この契約の方法ですが、委託料につきましてはいろいろな形の委託料がございまして、たとえば庁舎の清掃委託料とあるとか、電話の保守管理委託料、学校の警備委託料というようなものがございしますが、年間を通じて行なわれるものについては、当初におきまして年間を通じて契約いたしております。さらに季節的に委託するものもございします。例を挙げますと、ボイラーを嫌くときのボイラー関係の委託料とか、季節的なものについてはその時期、時期によって契約をいたしております。

ごく短期の場合もございいますが、短期のものについてはその時点において契約するということとございます。以上ご回答といたします。

○秘書 職員課長（高水 求 君） それでは三十七ページの特別職報酬等審議会を常置するのかというようない質問でございますが、常置するということとではございません。必要が生じたときにいつでも設置できる態勢を整えておきたいということとでございます。

それから三十九ページの東京自治会館の負担金でございますが、市町村を負担するわけとございますけれども、市を負担する分が九三%で町村が七%であり、建設費と管理費と初度備品費とでございますが、建設費につきましては均等割を四%、財政規模割が四%、収益事業割が二%とございます。それから管理費につきましては均等割が二%、人口割が一%とございます。それから初度備品費に

つきましたは、ただいま申し上げました建設費と同じような割合を負担するということとなっております。

そして福生市の場合は管理費が十万七千円、建設費が百三十一万四千円、初度備品費が三百二十万八千円ということになっております。初度備品費は自治会館が来年度の三月が建設工期とございますが、ふき上がる時点のいろいろな初度備品を調達いたさなくてはなりません。この初度備品費の三百二十万八千円は今回計上してございます。あとは建設費もそうとございますけれども、五十一年度以降は起債等の償還がありますので、建設費の関係がゼロということになります。が、管理費においてその割合を出るということとでございます。

以上、私のほうの関係を終わります。

○市民課長（田村忠雄 君） 私のほうの関係は四十九ページの狭山火葬場組合の分担金のふえた理由とござい

ますが、経常経費の分担金は人件費等で多少ふえておりますが、昨年一千何坪かの土地の買収をいたしまして周辺住民の感情問題等も考慮いたしました環境整備をしようじゃないかということになりました、とりあえず全体計画でいきますと約四千万円程度の工事費がかかるわけですが、非常に財政事情等も苦しくなっておりますので、とりあえず五十年度におきましては外柵工事とそれから植樹等の工事をきめまして約一千四百万円程度の工事を行なう予定になっております関係で三百五十三万九千円ばかり臨時分担金かふえていゝといふことでございます。

○環境保全課長（八木房雄君） 答えいたします。

七十ページの環境衛生費中需用費の昆虫駆除用乳油剤の関係でございますが、指摘のとおり昨年より減額になっております。その理由につきましては、四十九年度におきましては予定どおり駆除の作業を実施



してきたわけでございますが、前年の在庫が一掃するたため減額したわけでございます。なおそれによつて四十九年以上に駆除ができるということでございます。続きまして七十四ページの十二番の役務費と十三番の委託費の関係でございますが、十二番の役務費については尿浄化槽の分担金関係でございます。手数料というふうな考え方で東京都が業者に対して補助金の支出をしていゝものですか手数料というふうに考えております。十三番の委託料につきましては一年契約の全面委託でございますので委託料というふうに考えております。○建設課長（黒田登君） 八十一ページでございますが、道路清掃委託料二百万円を計上させていたいただきましたが、これは道路及び道路に付随します側溝あるいは暗渠等の清掃もみてございます。いままで人力をやつておりましたがなかなかたいへんでございます。したがつて

最も作業が困難なところにつきまゝて専門業者に委託しようとするものがございます。とりあえず五千メートル程度を見込んでございます。

次に警報機設置の工事の見通しですが、いままゝ国鉄と協議をしてきた段階におきましては、予算の協議をいただきまじらば、四月にまいりまして国鉄から起工条件につきまゝ市長あてに照会がまいることになっております。それによりまして市長から回答申し上げまして、五月になりますと国鉄から令書がまいります。令書に基づきまして予納金の納入ということとなります。国鉄は五月から五カ月をもちまして関係機関と設計協議されるということゝ、着工は十月中という見通しになっております。工期は約一カ月間でございますが、事故防止の観点に立ちますと一日も早く踏切の改良を望んでおりますので、今後とも国鉄当局には早期完成を要望してまいりたいと思ひ

ます。

○教育委員会庶務課長兼教育委員会社会教育課長（内田和雄君）
百十一ページの屋外運動場の建設費の件でございますが、本年度は先ほど助役から申し上げましたように千百平方メートル程度を買収し、来年度継続して買収し工事をするとということでございます。

○十七番（関米吉君） 個々にご説明いただきましたが、二つだけ再質問させていただきます。

歳入において市税と地方交付税は非常に大きな問題であるわけです。先ほど上野課長は地方交付税の根拠について、従来の例によってそういうことをやったということと言われているわけですが、地方交付税は一般的に普通交付税九四、特別交付税六という比率によるものであるということになってあるわけですね。したがって、調べによりますと四十八年度の決算書もひたりそのとおりにあさまつておりますし、四十九年度

も当初予算計上も九四対六という形が示されてあるわけです。ところが今回のものはそういった基本的な基準に全くよっていなくて、上と下を合わせればこうなるんだというような考えでもって特別交付税四千万円を勝手に数字を合わせるためにもっていったというふうにしか思えないがそういうものがあるのかどうか。その点を歳入に關して一点。

それから二つ目は市長にお尋ねをいたします。市長は五十年年度の施政方針演説の二十五ページに「加美地区にソフトボール場、サイクリングコースを含む玉川上水公園、また熊川地区の多摩河原にソフトボール場を含む屋外運動場」こう書いてあるんです。五十年年度にできるやうに書いてあります。ところが予算はどうかというところと工事費は一銭も組んでいない。おととれしよつぱなの年度当初における議会を思い出していただきたいと思います。市の広報でいろいろなこと

を市長が申されたということと先輩の石川議員から「それに対する予算の裏付けはあるのか」「ない」「いやあどうしてそういうことをしたんだ」と、こういうことがありました。これを再びここに繰り返していろいろじゃないかと思うんです。この五十年年度の施政方針を素直に見れば五十年年度に熊川にこういうものができる。あそこにもこういうものができるとだれだっと思うてしよう。ところが予算の裏付けは屋外運動場の施設について工事費ゼロ、さっきの説明では二年でやるというにとてすが、そうだったうこの施政方針演説も「二年の継続事業としてそういうことを考えている」というのが市民に対しても議会に対しても素直な施政方針じゃないんですか。施政方針と予算全然合っていない。この点についてははっきりと市長からお答えをいただきたいと思います。

○市長（石川常太郎君）お答え申し上げます。

ただいまご指摘をちようだいいたしました。私の申し方がたいへんに粗漏るございましたことをまず第一におわび申し上げたいと思います。確かにこれを読んふまいりますと本年中に完成のごとく受け取れるのが当然だと思ひます。中には二カ年継続というものもございます。その点深くおわび申し上げます次第でございます。なお二カ年のものと一カ年のものにつきまして

○企画財政課長（上野重勝君） 最初にただいまの市長の発言に関連いたしました私からもおわび申し上げます。漏がありましたことをおわび申し上げます。

ただいま市長から説明がありましたように、この中の玉川上水公園と熊川地区の多摩河原につくるソフトボール場につきましては五十年、五十一年度の二カ年の継続でやるということと、防衛施設庁との間の部

し合いがするについてあります。たいへんに申しわけございせん。細かな内容につきましては、その担当から説明申し上げます。

それから地方交付税の配分の関係でございますが、ご指摘のように地方交付税法によりまして交付税の総額を九四%を普通交付税、六%を特別交付税として配分をするという総額の面での規定はございますが、六%の配分につきましては、その自治体の財政事情等によりましてかなり変化があるものもございます。たまたまご指摘のように四十八年、四十九年については六%前後ということもございますが、これは必ずしもその率によって各市町村に配分されるということにはなっておりません。たとえば青森県の三沢などには特別交付税が一億何千万円入ったということもございます。それから特別交付税の配分の基準と申しますのは、いわゆる臨時災害とかその自治体とその年